

病後児保育サービスをご存知ですか

照会先 子ども家庭課 ☎ 7738

病後児保育サービスとは、病氣回復期の児童のうち、集団保育などが困難で、保護者が勤務など社会的にやむを得ない事由により家庭での育児が困難な場合に、預かり保育を行う事業です。

病後児保育サービスは、関中央病院に委託して、院内保育施設「くるみ保育所」内の専用スペースで行っており、看護師や保育士が保育にあたります。

◆こんなとき利用できます

- ・病氣はよくなったが、まだ保育園や幼稚園、学校に行けず、保護者もこれ以上仕事を休めない。
- ・保護者が冠婚葬祭、傷病、出産などやむを得ない理由で、病氣回復期の子に付き添えない。

◆対象となる病氣

次の病氣回復期にある場合（ただし、疾患の程度やアレルギー体質、感染性疾患などにより、受け入れが困難な場合があります。）

- ・かぜ、消化不良症など、児童などが日常かかる病氣
- ・ぜんそくなどの慢性疾患
- ・やけど、骨折などの外傷性疾患

◆利用できる児童

- ・市内在住の生後6カ月～小学3年生

◆利用方法

- ・最初に子ども家庭課へ「病後児保育事業利用登録申請書」を提出し、登録

施設名	くるみ保育所 (関中央病院院内保育所)
所在地	関市平成通2丁目6-18
電話	☎ 22-0012 (内線 2181)
利用時間	月～金曜日 8:00～18:00 土曜日 8:00～12:30 ※日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は利用できません
利用期間	1回の申し込みにつき連続7日まで
利用定員	2人
利用料金	平日3,000円・土曜日2,000円 (生活保護世帯は無料) ※昼食・おやつ代などは別途必要

- ・をしてください。
- ・電話などにより、前日午後5時までに「くるみ保育所」に利用の予約をしてください。
- ・当日、「利用申込書」に必要事項を記入し、受付手続きをしてください。
- ・また、事前に主治医から「診療情報提供書」に記入してもらい、一緒に提出してください。

国民年金 学生納付特例制度

照会先

国保年金課年金係 ☎ 23-6724 ☎ 23-6725
美濃加茂年金事務所 ☎ 0574-25-8181

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

本人の所得が下記の基準以下の学生が対象となります。なお、家族の方の所得の多寡は問いません。

※平成22年度の所得基準

118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

学生納付特例の承認期間は4月から翌年の3月までです。この申請は毎年度必要ですので、忘れず申請をしてください。

学生納付特例の申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病氣による障がいについて、障害基礎年金を受け取ることができない場合がありますのでご注意ください。

在学する大学などが学生納付特例事務法人の指定を受けている場合は、大学などの窓口でも手続きができます。

手続き方法について

【必要な添付書類】（●…必ず必要なもの、○…場合によって必要なもの）

●国民年金手帳

●学生などであることを証明する書類

在学証明書または学生証の写しを添付してください。ただし、国学校教育法第134条第1項に規定する各種学校（修業年限が1年以上である課程に限る）の学生については、在学証明書で証明できる場合を除き、修業年限が1年以上の課程に在学していることを証明する書類を添付してください。

○前年所得の状況がわかる書類

課税所得がある方で、1月1日時点の住所と申請時点の住所が異なる場合は、関市において前年（前々年）の所得を証明することができないため、前住所地の市区町村長から前年（前々年）の所得証明の交付を受けてください。

※申請する月が1月から3月までの間である場合には、前々年所得の証明が必要となるため、前年の1月1日の住所地が基準となります。

○退職（失業）した方が申請を行う場合は、退職（失業）したことが確認できる書類

通常であれば審査の対象となる本人所得を除外して審査が行われます。

※雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票などの写しを添付してください。

追納をおすすめします

学生納付特例期間については、10年以内（例えば、平成22年4月分は平成32年4月末まで）であれば保険料をさかのぼって納めること（追納）ができます。将来受け取る年金額を増やすためにも、追納することをお勧めします。

※学生納付特例期間の承認をうけた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。